

光市公告第60号

光市障害者総合相談支援事業について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和4年10月7日

光市長 市川 熙

1 業務名

光市障害者総合相談支援事業

2 業務内容

障害者総合相談支援事業に関する業務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光市条例第18号）第2条の規定による長期継続契約）

4 応募資格

この手続に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 光市内に特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所を有する（令和5年4月1日までに指定を受ける予定である場合を含む。）法人であること。

(2) 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに

適正な実施体制を有すること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) この公告の日から契約を締結する日までに、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 令和4年1月1日から特定の日までの間のいずれの日においても、国税及び地方税を滞納している者でないこと。

5 手続等

(1) 実施要項の入手方法

本プロポーザルに係る実施要項は、市ホームページ（<http://www.city.hikari.lg.jp/>）から入手すること。

(2) 参加表明書等の提出方法、提出期間及び提出場所

ア 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

イ 提出期間

令和4年10月14日（金）から令和4年10月21日（金）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時

30分から午後5時まで

ウ 提出場所

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」内

光市福祉保健部福祉総務課

(3) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出場所

ア 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

イ 提出期間

令和4年11月7日（月）から令和4年11月14日（月）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出場所

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」内

光市福祉保健部福祉総務課

6 評価及び特定

(1) 評価

光市障害者総合相談支援事業委託公募型プロポーザル評価委員会により行う。

(2) 特定

提出された企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、最も優れた提案をした者を令和4年12月上旬に特定する。

7 その他

- (1) 提出された参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載を発見したときは、当該参加者を失格として取り扱うものとし、評価の対象としない。
- (2) その他の詳細については、光市障害者総合相談支援事業委託に係る公募型プロポーザル実施要項及び光市障害者総合相談支援事業委託仕様書のとおりとする。
- (3) 本手続に関する照会窓口は、光市福祉保健部福祉総務課（電話（0833）74-3001）とする。